有害物の有害性に関する掲示内容の見直し・掲示義務の対象物質の拡大について

改正の概要

令和５年４月１日から特定の有害物を取り扱う場所について、有害物の有害性等を周知するため、有害物の人体に及ぼす作用等について掲示する事項の見直し・追加を行い、対象物質を拡大する改正されました。これに関連して令和５年３月に掲示すべき内容について、掲示内容が示されました。

また、令和５年10月１日から掲示義務が、特定化学物質のうち特別管理物質のみから、すべての特定化学物質に対象が拡大します。

○ 有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則において、特定の有害物を取り扱う場所おける有害物の有害性等を周知するために掲示すべき事項について

・掲示すべき事項のうち「特定の有害物の人体に及ぼす作用」➡「特定の有害物により生じるおそれのある疾病の種類及びその症状」に改められました。

・「保護具を着用しなければならない旨」を掲示すべき事項に追加されました。

○ 有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則に加えて、労働安全衛生規則（ダイオキシン類関係）、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、粉じん障害防止規則においても同様の規定が設けられました。

労働安全衛生規則第592条の８等で定める有害性等の掲示内容について

１　掲示の記載内容について

（１）疾病の種類について

「生ずるおそれのある疾病の種類」の記載方法については、次に掲げる方法のうち、事業場において取り扱う物質に応じてふさわしい方法を選択すること。なお、アからウまでに掲げる方法による記載が可能な場合は、当該方法で記載することが望ましいこと。

ア　労働基準法施行規則別表第１の２（以下「労基則別表」という。）に基づく方法

労基則別表に、事業場において取り扱う物質を原因とする疾病が記載されている場合、労基則別表に記載された疾病を記載する方法

例：事業場においてベンジジンを製造し、又は取り扱う場合は、労基則別表中第７号１の「ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍」から「尿路系腫瘍」、事業場においてベリリウムを製造し、又は取り扱う場合は、労基則別表中第７号６の「ベリリウムにさらされる業務による肺がん」から「肺がん」と記載

〈次頁に続く〉

改正に係る
行政通達

令和4年4月15日
基発0415第１号

令和5年3月29日
基発0329第32号

令和5年4月21日
基発0421第１号

厚木労働基準監督署

イ　じん肺法施行規則第１条に基づく方法

粉じん則第23条の２の規定に基づく掲示については、「じん肺」及びじん肺法施行規則第１条各号に掲げる合併症を記載する方法

（じん肺施行規則第１条各号に掲げる合併症＝肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸、原発性肺がん）

ウ　特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第２条第２項に基づく方法

石綿則第34条の規定に基づく掲示については、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律第２条第２項各号に掲げる石綿関連疾病を記載する方法

（石綿関連疾病＝中皮腫、気管支又は肺の悪性新生物（肺がん）、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺、良性石綿胸水）

エ　労働基準法施行規則別表第１の２第４号の規定に基づく厚生労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物（合金を含む。）並びに厚生労働大臣が定める疾病（以下「疾病告示」という。）に基づく方法

疾病告示の表中欄に掲げる化学物質に応じ、それぞれ同表の下欄に定める症状又は障害のうち、同欄に定める臓器の障害を、疾病の種類として記載する方法

例：事業場においてアンモニアを製造し、又は取り扱う場合は、「皮膚障害、前眼部障害又は気道・肺障害」と記載

オ　日本産業規格Ｚ7252（ＧＨＳに基づく化学品の分類方法）に定める方法により国が行う化学物質の危険性及び有害性の分類（以下「化学品分類」という。）の結果に基づく方法

化学品分類のうち、「特定標的臓器毒性（単回ばく露）」及び「特定標的臓器毒性（反復ばく露）」における標的臓器における障害を疾病の種類として記載する方法

例：事業場においてオルト-トルイジンを製造し、又は取り扱う場合は、オルト-トルイジンの「特定標的臓器毒性（単回ばく露）」の分類結果は「区分１（中枢神経系、血液系、膀胱）、区分３（麻酔作用）」、「特定標的臓器毒性（反復ばく露）」の分類結果は「区分１（血液系、膀胱）」であることから、「中枢神経系障害、血液系障害、泌尿器系障害」と記載

カ　特殊健康診断の対象となる物質名等に基づく方法

アからオまでの方法で疾病の種類を特定できない場合であって、事業場において、特化則第39条第１項等の特別規則で定める特殊健康診断の対象物質又は、特化則第２条第１項第６号の第三類物質等の特別規則で定められる物質であって特殊健康診断が義務付けられていない物質を製造し、又は取り扱うときは、当該物質による中毒（症）を疾病の種類として記載する方法

例：事業場において硫化ジエチルを製造し、又は取り扱う場合は、「硫化ジエチル中毒（症）」と記載

キ　アからカまでの方法のうち、掲示対象物質について該当するものを組み合わせた方法

（２）疾病の症状について

掲示対象物質により生ずるおそれのある疾病に係る「その症状」の記載方法については、次に掲げる方法のうち、事業場において取り扱う物質に応じてふさわしい方法を選択すること。

ア　疾病告示に基づく方法

疾病告示の表の中欄に掲げる化学物質に応じ、それぞれ同表の下欄に定める症状を記載する方法

例：事業場においてセレン化水素を製造し、又は取り扱う場合は、「頭痛、めまい、嘔吐等」と記載

イ　特殊健康診断の項目の自他覚症状に基づく方法

特化則別表第３及び第４等の特別規則で定める特殊健康診断における自他覚症状を記載する方法

例：事業場においてベンジジン及びその塩を製造し、又は取り扱う場合は、当該物質に係る特殊健康診断の項目における自他覚症状「血尿、頻尿、排尿痛等」と記載

ウ　有機溶剤中毒予防規則の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める等の件（昭和47年労働省告示第123号。令和５年３月31日廃止。以下「旧告示」という。）に基づく方法

旧告示第１号（１）から（４）までに掲げる主な症状（頭痛、倦怠感、めまい及び貧血）を記載する方法

エ　じん肺法施行規則様式第３号の自覚症状に基づく方法

粉じん則第23条の２の規定に基づく掲示については、じん肺法施行規則様式第３号の自覚症状の欄に記載されている症状（呼吸困難、せき、たん、心悸亢進等）を記載する方法

オ　アからエまでの方法のうち、掲示対象物質について該当するものを組み合わせた方法

（３）取扱い上の注意事項について

安衛則第592条の８等（有機則第24条第１項を除く。）に基づく「取扱い上の注意事項」については、労働安全衛生法第57条の２第１項に基づく通知事項である「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容を記載する方法、又は、日本産業規格Ｚ7253（GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS））に基づく安全データシート（以下「SDS」という。）における「項目７ 取扱い及び保管上の注意」の内容を記載する方法があること。

有機則第24条第１項の規定に基づく掲示については、旧告示第２号に掲げる以下の内容について記載し、必要に応じて、法第57条の２第１項に基づく通知事項である「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容又はSDSにおける「項目７ 取扱い及び保管上の注意」の内容を記載すること。

ア　有機溶剤等を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをすること。

イ　当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。

ウ　できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。

エ　できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること

（４）中毒が発生したときの応急処置について

有機則第24条第１項に基づき掲示する必要のある「中毒が発生したときの応急処置」については、旧告示第３号に掲げる以下の内容を記載すること。

ア　中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。

イ　中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。

ウ　中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。

エ　中毒の症状がある者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺そ生を行うこと。

（５）使用すべき保護具の掲示について

安衛則第592条の８等に基づく「使用すべき保護具」等については、法第57条の２第１項に基づく通知事項である「貯蔵又は取扱い上の注意」のうち取扱い上の注意に該当する内容又はSDSにおける「項目８ ばく露防止及び保護措置」の内容を参考にしつつ、当該作業場におけるリスクアセスメントの結果に基づく措置として使用すべき具体的な保護具等の種類を記載すること。

なお、使用すべき旨が規定されている保護具が呼吸用保護具の場合は、防毒用又は防じん用の別を記載し、この別が防毒用のときは吸収缶の種類、防じん用のときは性能区分も記載することが望ましいこと。

使用すべき旨が規定されている保護具が防護手袋の場合は、その種類についても記載することが望ましいこと。

２　掲示方法について

安衛則第592条の８等の掲示方法は、作業場において作業に従事する全ての者が作業中に容易に視認できる方法によることをいい、掲示板による掲示のほか、デジタルサイネージ等（電子看板・掲示板）の電子情報処理組織を使用する等の方法があること。

「おそれのある疾病の種類」及び「疾病の症状」の記載例については、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのホームページに物質別に掲載する予定です。

有機溶剤等使用の注意事項

一　有機溶剤の人体に及ぼす作用

主な症状

（1）頭痛
（2）けん怠感
（3）めまい
（4）貧血
（5）肝臓障害

二　有機溶剤等の取扱い上の注意事項

（1）有機溶剤を入れた容器で使用中でないものには、必ず、ふたをすること
（2）当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと
（3）できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること
（4）できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること

三　有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置

（1）中毒にかかった者を直ちに通風のよい場所に移し、速やかに衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること
（2）中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること
（3）中毒にかかった者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと
（4）中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺そ生を行うこと

掲示物の作成例

有機溶剤（アセトン）使用上の注意点

1　有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

（1）生ずるおそれのある疾病の種類

中枢神経系障害、呼吸器障害、消化管障害

化学品分類の結果に基づく方法

アセトンの 特定標的臓器毒性（単回ばく露）:区分３（気道刺激性、麻酔作用）、特定標的臓器毒性（反復ばく露）:区分１（中枢神経系、呼吸器、消化管） に基づき記載

（2）その症状

頭痛、めまい、嘔吐等の自覚症状又は中枢神経系抑制

疾病告示に基づく記載

2　有機溶剤等の取扱い上の注意事項

（1）有機溶剤等を入れた容器で使用中でないものには、必ずふたをすること。
（2）当日の作業に直接必要がある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。
（3）できるだけ風上で作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。
（4）できるだけ有機溶剤等を皮膚に触れないようにすること。

旧告示第２号に掲げる内容を記載

3　有機溶剤による中毒が発生した時の応急措置

（1）中毒の症状がある者を直ちに通風のよい場所に移し、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。
（2）中毒の症状がある者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。
（3）中毒の症状がある者が意識を失っている場合は、消防機関への通報を行うこと。
（4）中毒の症状がある者の呼吸が止まっている場合や正常でない場合は、速やかに仰向けにして心肺そ生を行うこと。

旧告示第３号に掲げる内容を記載

4　使用すべき保護具

（1）呼吸用保護具　適切な呼吸用保護具（防毒マスク（有機ガス用）、高濃度の場合、送気マスク空気呼吸器）を着用すること。
（2）手の保護具　適切な保護手袋を着用すること。
（3）眼の保護具　適切な眼の保護具を着用すること。
（4）皮膚及び身体の保護具　適切な保護衣を着用すること。

SDSにおける「ばく露防止及び保護措置」の内容を参考にリスクアセスメント結果に基づく措置を記載

（R５.８）